

第1回「トランスジェンダーの通称名について考える」

教職員を対象とした「現代的課題と建学の精神プログラム」。第一回は、本学卒業生の西田彩さんを講師にお迎えして学びを深めました。ご参加のみなさまの振り返りと、授業や業務等でご参加いただけなかったみなさまにも課題を共有させていただくことをあわせ、プログラムの要旨をニュースレターでお届けします。

日時 2020年11月2日(月) 10:00～11:30

挨拶 宗教部長 嵩 満也

講師 西田 彩 氏

音楽家、デザイナー、ディレクター

京都精華大学・甲南女子大学・阪南大学講師

事例 宗教部 安食 真城

場所 オンライン

参加 34名

動画 <https://youtu.be/UaGqz12PbbA>



西田 彩 さん 講演要旨

西田と申します。今日は当事者の視点でお話をさせていただきます。と思います。

さて、「トランスジェンダー学生への対応」についてですが、はじめに対象となる人を明確にしておいて、それから事例や文科省の動きなどをご紹介します。次いで他大学でも診断書ありきの対応ということが結構多くありますので、医療機関の現状などについても話を盛り込んでおきたいと思います。そして3つ目に通称名使用についてお話をしたいと思います。



対応の対象となる人とは

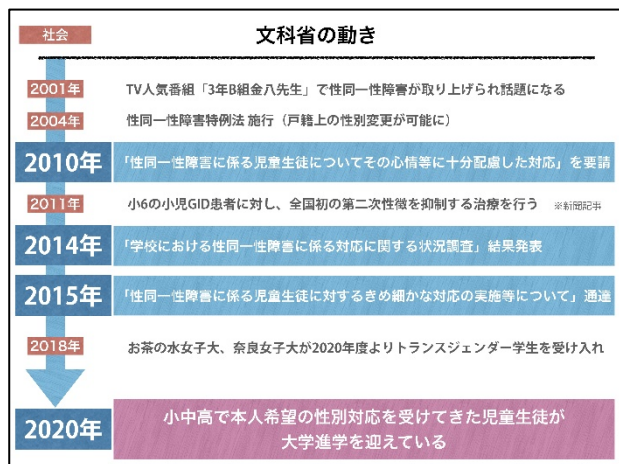
まずは対象となる人、どういうケースが考えられるか、ということですが、1) 進学してきた学生に当事者がいるケース、2) 編転入してきた学生に当事者がいるケース、3) 留学生に当事者がいるケース、4) 社会人入学生に当事者がいるケース、5) 教職員に当事者がいるケースなどが想定されますね。このすべてのケースについてお話をすると、時間がかなりオーバーしてしまいますので、主に進学してきた学生に当事者がいるケースについて、これからお話しします。

1. 対応の対象となる人とはどういうケースが考えられるか	
対象となる者	1) 進学してきた学生に当事者がいるケース 2) 転入してきた学生に当事者がいるケース 3) 留学生に当事者がいるケース 4) 社会人入学生に当事者がいるケース 5) 教職員に当事者がいるケース
想定される事例	A. 高校までで既に対応を受けてきたケース B. 学外で既に通称名を使用しているケース C. 大学から望む性別での対応を希望するケース D. 卒業後に改名したケース

進学してきた当事者についても様々な事例が考えられます。Aは高校までですでに希望する性別で対応を受けてきたケースです。Bは学内では戸籍上の性別名前で生活しているけれども学外ではすでに通称名を使用して生活しているケースがあります。3つ目が大学から望む性別での対応を希望するというケースですが、これは高校までは、なかなか自分を出せなかったけれど、大学入学を機に、そしてその後社会に出て生活する中でその基盤を作るというところで大学でも望む性別で暮らしたいという風に希望するケースです。そして4つ目が卒業後に性別を替えたり改名したりしたケースというものがあります。

まずAの高校までで既に対応してきたケースです。こちらは2017年7月31日の神戸新聞に掲載された記事です。この子は小学校入学時から戸籍上は男の子でしたが女の子として入学して小学校6年間、中学校の6年間は自分の希望する性別で生活してきたという生徒です。この子の場合は結構手厚く対応を受けてきた一例となります。ただし日本では未

成年は戸籍の性別を変更できないという法律がありますので、学校生活上は女の子として生活していても戸籍上は男性として登録されていた状態にあります。名前に関しては個人情報もあるので記事からはうかがえませんが、名前は未成年でも変更できるので、すでに戸籍上の名前を変更していたか、あるいは通称名で暮らしていたか、そのどちらかだろうと推定できます。



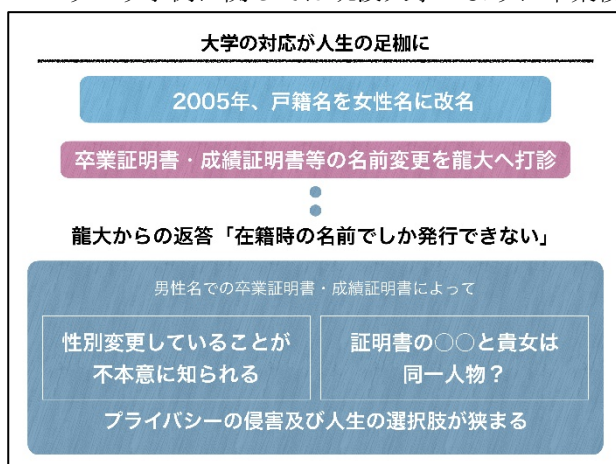
こういう子がいる事例があることで文科省も対応に動いています。社会の動きの中でも3年B組金八先生という番組が性同一性障害を取り上げて話題になりましたね。その後、性同一性障害特例法が作られて戸籍の性別変更が可能になりました。こういう社会状況の中で2010年に「性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応」を小中高に対して要請を行っています。そして2014年に状況調査を行った結果を発表しています。2015年には通達として「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」というものを各学校に求めています。2018年にはお茶の水女子大学、奈良女子大学が2020年度よりトランスジェンダー学生を受け入れるという方針になりました。このお茶の水女子大学や奈良女子大学というのは、こうした文科省の動きの中で対応してきた児童生徒たちが大学に入学する、そういう年齢に差し掛かっている中での受け入れ表明だったわけですね。ですから今後もこういう性別対応を受けてきた学生が大学に進学をしていくという事例は増えてくるかなと思います（脚注1）。それほど多くはないと思いますけれども、実際に私が把握している中で、何件かこういう事例はあります。この文科省の通達については教職員向けの[周知資料](#)が配布されています。こちらは“文科省”“性同一性障害”“教職員”というワードで検索していただいたらページが表示されますので、そちらからPDF版がダウンロードできます（脚注2）。この資料の中で一つ気になることがあったのですが、約6割の児童生徒が周りの人にも自分

自身がトランスジェンダーであるということを知らせずに暮らしていて、カミングアウトしていない状態で中学・高校生活を送っているという子がいるという実態が報告されています。そうすると、高校までですでに対応を受けてきた生徒が入学してきた時に、じゃあその子に対して「大学はそういう制度がないから対応できません」ということはちょっとかわいそうだなと思います。

もう一つ、性別移行している過程にある社会人が入学してくるっていうケースもありますけども、それと同じように対応できるのか、ということが問われていると思いますね。

さらにもう一つですけども、卒業後に改名したケースについて私自身が経験してきたことを少しだけお話ししたいと思います。私は2005年に戸籍名を女性に改名しました。その時に龍谷大学に出向きまして、卒業証明書や成績証明書等の名前を変更できないかと打診したわけですが、その時の返答が「在籍時の名前ではしか発行できない」というものでした。そうすると私が転職したり新しい会社に入ったりした時に、会社から「卒業証明書を出してください」と言われた場合、性別変更していることが私の本意ではないところで知られる事態になってしまう、あるいは過去の男性名の証明書が出てくると、現在女性として暮らしている中で同一人物なのかどうかってことを証明しなきゃいけないとか、そういうものを突きつけられてしまいます。そうするとプライバシーの侵害となったり人生の選択肢がものすごく狭まってきます。私も2005年当時は、まだ社会的にもそれほど情報が浸透していなかった状況でしたので、この時は、もうほぼ転職などは諦めて自分の手に職を何とかつけて生きていかなきゃなっていう感じで、そういう覚悟で生きていました。

こういう事例に関しては筑波大学のように卒業後



あるいは退学後に改名した場合も記載する氏名の変更が可能という風になっている大学も現在はあります（脚注3）。なので、卒業後の人生の選択肢や人生設計まで直接関わる問題ですので当該者が不利益を被ら

ないような適切な対応が求められると思います。

診断書ありきの対応

次にいきます。診断書ありきの対応についてですね。これは怪我や風邪のように近くの病院に行けば簡単に診断書を書いてもらえと思われがちですが、性別違和、性別不合は診断できる医療機関が非常に少ないんです。

医療機関の数が少ないので、受診希望者が殺到してしまう。



医療機関の多くは予約枠を作り、抽選制にしている。

おおそ年2〜3回行われる抽選に外れたら
次の抽選日まで何もできない

この分野の専門医は 2019 年度までで全国に 27 名しかいません。認定専門医以外でそれに準ずる医師はもう少し多いんですけれども、実際に専門的に診てくれる病院は本当に少ないです。そして診断までに半年から 2 年ほどかかります。未成年の場合は、まだアイデンティティが安定していなかったりしますので特に長い時間の経過観察が必要になります。ですので、近所の病院に行って診断書をもらって来なさいって言われてすぐにできるものではないということです。今、言った 27 名の専門医ですけども、その 27 名がいる都道府県は 11 都道府県しかありません。これは一つの病院に所属する医師数名が認定専門医になっている例があるからです。京都には認定専門医がいる医療機関がありませんで、京都市内に認定専門員に準ずる専門知識を有した医師がいる、GID学会に正会員になっている医師がいる、そして診断書を発行できる医療機関となっているというのは私の知る限りでは「京都きづ川病院」しかありません。大阪府下ではいくつかあるんですけども、しかし、例えば大阪医科大学附属病院では予約状況のお知らせというものがホームページに掲載されます。こちらは私が通っていた病院でもあるんですけども、年に 2 回ほどこの初診予約の受付開始という日があって、その時に電話をして初診が取れなかったら、「また半年後に開始しますのでその時に連絡ください」という形になります。こちらは大阪の別のクリニックですけども、こちらも予約枠に限りがあるから、予約開始がホームページに告知されたらその日に予約をしてくださいと。で、そこで埋ま

ってしまえば、もうまた次回までお待ちください、って形になっています。医療機関の数が全体的に少ないので受診希望者がそこに殺到してしまうわけですね。そうすると医療機関も対応できないので予約枠を作り抽選制にしています。そしておおそ年に 2〜3 回おこなわれる抽選に外れたら次の抽選日まで何もできないという、こういう状況に立たされるわけです。ですから診断書を必要とするのでしたら、こうした現状があることをまず知っていただきたいなと思います。簡単に診断書が取れるというわけではありませんので、初診予約が取れなくて半年後になんとか取れたという場合でも、そこから初診が始まって診断書が出るまで一年くらいかかるとしたら、そこで一年半も過ぎてしまいます。次に、初診からの流れですけれども、基本的に幼年期には診断を出さないんですよ。それは性自認が未熟であるという部分、そして性的指向と性自認を混同してしまうケースがある、それは同性が好きになったから自分はもしかしたら生まれた性の反対側の性じゃないのか、というふうに混同してしまう例があるということ、そして第二次性徴前は身体の治療が必要ないので診断もする必要がないということで、診断しないという方針が大体取られています。この時にもし診断書が出るということになれば、大人の事情があって診断を求めてしまう、大人がその子どもに病名をつけたがるという、そういうものが背景に出てきてしまいます。そしてこれに加えて思春期になると未成年者に対する慎重な判断はそのまま継続しますし、専門医が少ないあるいは医療機関が少ないなどの状況があって、経過観察も含めてやはり半年から 2 年くらいの期間が必要になってきます。未成年では家庭の事情、家族の受容などの影響が大きくて、病院にかかれな生徒が水面下に存在します。また専門的な外来になるので、初診が 1 万円、再診 5,000 円とかそういう値段設定になっていたり、また全国に医療機関が遍在しているので、(関西圏の病院の予約が取れないことで) 大阪から東京まで新幹線を通ってくる人も結構いるんですね。そうすると 1 回通院するだけで新幹線往復あるいは夜行バスに乗って往復して 1 万円弱かかった上で診察料 1 万円、再診料 5,000 円などがかかってくる。そういう経済的な負担もものすごく大きくて、なかなか診断書を取れと言われても取れないという状況に立たされます。ですから一律に診断書を求めるよりも、個別の生活実態に沿った個別対応が必要ではないかと思います。

実際に先ほどの文科省の資料の中では、「診断を有しない者の方が多い」という風に出ています。高校生では約 30% だけが診断があるという、そういう調査結果になっています。他方、「診断」というのは「あなたは病気である」というレッテルを押し付ける

ことにもなるわけですね。でも世界的には性別不
合（性同一性障害とこれまで言われていましたけれ
ども）、それは精神疾患ではないという扱いに変わっ
てきて、個々人の性のコンディションという診
断分類に変わりました。ですので、そういう個々人の
性のあり方に対して「(病気の) 診断」というステ
ィグマを背負わせる方針をいつまでも大学が取って
いいのかという問題も突きつけられてきます。こ
ういうものも含めて、考慮が必要ではないかと思われ
ます。(追記) 本人が”自身のジェンダー・アイデン
ティティ”を「診断」されることなど望んでいない
ケースがあるとき、周りがそのジェンダー・アイデ
ンティティを”他の大多数の人とは違う”という
偏見で診断されることを押し付けるのは人権侵害
や暴力ではないのか？という問いも立てることが
できます。

通称名使用について

最後に本日の中心になる話ですけども、通称名の
使用についてお話しします。なぜ通称名が必要なの
かっていうと、大きく分けて三つの理由が考えられ
ます。一つはメンタルヘルスによるもの、二つ目が現
在の社会的性別、外見容姿が戸籍上の名前と一致し
ていないことによるアウティング回避や生活上の不
便さの解消のため、三つ目が戸籍名改名のための準
備や治療のための実生活体験のため、大体この三つ
が考えられます。

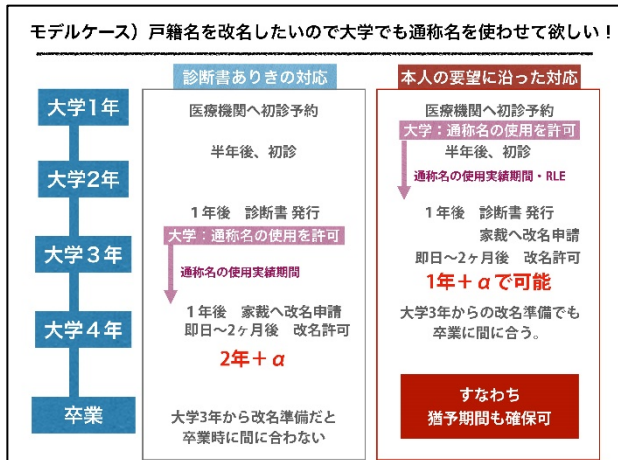
なぜ通称名が必要なのか？

1. メンタルヘルスによるもの、
2. 現在の社会的性別・外見容姿が戸籍上の名前と一致していないことによる
アウティング回避や実生活上の不便さ解消
3. 戸籍名改名のための準備や、治療のための実生活体験 (RLE)

一番目のメンタルヘルスによるものですが、こ
れは本人のジェンダー・アイデンティティが戸籍
上の性別や名前と一致していないことで葛藤や苦痛
があり、通称名を使用することで精神のバランスを
確保している、という例です。二つ目は本人の性
自認を元に服装や髪型あるいは投薬治療によって身
体特徴が大きく変化していて、外見上女性となっ
ている戸籍上の男性、あるいは外見上男性となっ
ている戸籍上の女性が出てきます。そうすると性自認と

その容姿にあわせた名前も名乗っているという例が
あります。これには社会生活上、自分の望む性別で
生活しているにも関わらず、戸籍名が男性名あるい
は女性名だった場合にはアウティングの危険性に晒
されたりします。あるいは名前と容姿が一致しない
ことによって様々な不自由が起きてしまうことを解
消するという意味ももちろん含まれています。三つ
目の戸籍名改名のための準備や治療のための実生活
体験ですね。戸籍名を改名しようとした場合には通
称名の使用実績というものがになってきます。こ
の使用実績を作るために通称名を使用する必要が
出てきます。この三つが実際にはそれぞれ相互に作
用しながら、絡み合いながら通称が使用されている
ケースが一番多いです。ここでM t Fのモデルケ
ースを考えてみます。想定される事例としては大学か
ら望む性別での対応を希望するケースでお話しし
ます。高校生までは男子として生活してきたけれど、
大学に入ってから性別を移行して女性として生きて
いたいという学生がいるとします。そして卒業まで
に戸籍も変えて社会に出たいという願いを抱えてい
ます。この学生が下調べを行った時に、「改名するに
は通称名の使用実績が一年以上も必要になるのか」、
あるいは「ジェンダー外来って近隣にないし予約も
とれない…」という現状が出てきたりします。そし
て診断を受けるにも実生活体験を半年以上してい
かなければいけないという、そういう制約も出てき
ます。これを当事者のライフプランとしてまとめま
すと、実生活上の性別を変更する、そして外見・服
装で生活をする、そして通称名を使用して暮らす、生
活書類上の性別取り扱いを変更するということをお
こなって、その後、医療機関で確定診断やホルモン
治療、性別適合手術を受けて法的手続きを行って性
別移行が完了する、というライフプランになってき
ます。その中で通称名使用や書類上の性別扱いの変
更という部分で大学の対応が含まれてきます。戸籍
名を改名する手続きとしては家庭裁判所に申し立て
を行って許可を得て役所に改名手続きをするという
手続きの順番を踏みます。その時に必要となる書類
が、診断書が一通、そして通称名を使った使用実績
ですね、郵便物をその通称名で送ってもらう、ある
いは学生証とか会員証もその通称名にして暮らすと
いう、そういうものが使用実績として認められてい
ます。家裁での判断というのは、診断書がまずある
ということで申立人は性同一性障害者である、そし
て使用実績をもとに性自認に従った実生活をすでに
送っているというものがあつた上で、戸籍名が男性
名あるいは女性名であるために生活に支障が生じ精
神的苦痛が持続している。これによって戸籍名を改
名することは妥当である、ということで晴れて許可
を得られます。先ほどの事例ですけども、大学1年

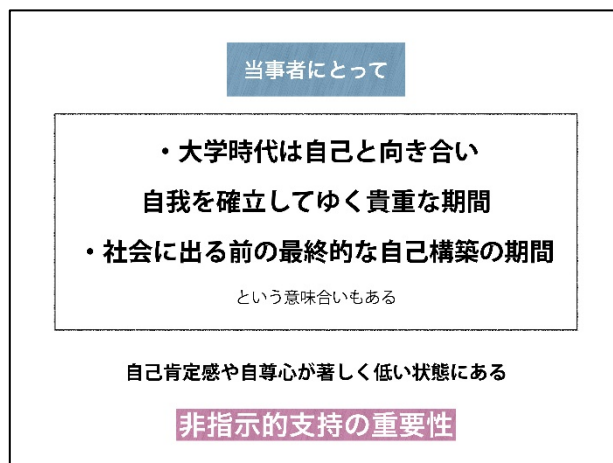
から大学4年卒業までタイムラインを縦に並べてみました。まず診断書ありきの対応にした場合。「大学1年の時に医療機関へ予約をしようとしてみたものの、なかなか予約が取れなくて半年後にやっと取れました。1年通って診断書を発行して、これをもって大学の通称名使用を許可するとなった」。この場合は最終的に改名許可が下りるまで2年プラスアルファくらいはかかってしまいます。そうすると大学3年次から改名準備だと、もう卒業時に間に合わなくなってしまいうんですね。本人の要望に沿った対応というものが行われた場合は、医療機関の初診予約を大学1年に、と同時に大学で通称名の使用許可を得たとすると、診断書が発行される頃には通称名の使用実績期間、そしてRLE実生活体験というものもここでできてしまえるわけです。そうすると1年後くらいには、もう診断書発行で家裁に改名の申請ができます。そうすると1年プラスアルファで可能なんですよ。そして家裁の改名申請っていうのは、別にこの時点でなくても卒業手前ですることも可能なんですよ。そうすると、その間、猶予期間というものも設けることができます。この猶予期間に関して、元々性別移行に対して強い希望を抱いた学生にとっては、早いうちに名前を変えることで時間を有効に使えることになりませんが、迷いを抱きながら暮らしている学生にとっては、猶予期間を経ること



で自分自身をもう一度こう振り返って考える、掘り下げて考える期間として機能します。通称名の使用と性別の扱いを変えることを通して自分自身の視点の変化とか周囲から受ける視点の変化が生じます。それによって自分自身を掘り下げて向き合う経験と変わってきます。そうするとその後に、生殖機能を損なう侵襲の大きな身体治療が本当に必要かどうかというものを考える機会にもなるわけですね。なので、迷いを抱く学生にとってはものすごく大きな経験となります。

なぜこういうのが必要になるかって言いますと、先日 Abema TV というインターネット放送の番組で

どうしても対応できなくなって、その社会生活がなかなかうまくいかなくて、もう一度元に戻したっていう番組がありました。この番組に出ておられた方は、RLEという実生活体験っていうものをほぼすっ飛ばして変更してしまったんですね。そして実際に生活してみたら自分がその社会生活に適用できないということに直面した中で、自分の思い違いがあったということで、もう一度性別変更をするという、そういう事例になっています。なので、今、現在のように性の多様性というのが叫ばれている社会の中で語られることが増えてくると、逆にRLEという期間を経験して現実の生活の中で自分と向き合う猶予期間の確保ってものをしっかりと取っていかないと、性の多様性というところで、自分はトランスジェンダーだっていうので突っ走ってしまう人に、ちょっとゆっくり考えなさいっていうような期間を設けるという意味合いがここで含まれてきます。それを作ることができるわけですね。それも踏まえながら、対応を考えていくことが必要になるかなと思います。そして大学っていう期間っていうのが自分自身と向き合って自我を確立していく貴重な時間になります。そして社会に出る前の最終的な自己構築の



期間という意味合いも含まれてきます。また、当事者っていうのが自己肯定感が低かったり依存心が著しく低い状態だったりします。精神科などではこの非指示的支持というものが、その治療の中の一番ベースになっています。これは、指図はしないけどあなたを支持しますという、そういう態度のことを言います。こういう態度って当事者にとってはものすごく大きな支えになってきます。当事者のそれぞれの状態に合わせた対応が必要になってくるかなと思います。

最後に、通称名で定期券を購入できるのかということを私鉄各社に問い合わせをしてみました。阪急電鉄は「学校が発行している名前でお申し込みいただいたら通学定期を発売できます」という風なお返事をいただきました。龍谷大学のある京阪電車です

けれども、こちらも「学校が発行している名前の通学証明書で通称名で発売している」というお返事をいただきました。近鉄ですけどもこちらも「証明書記載の名前で発売させていただきます」ということなので通称名の学生証と通学証明書があれば定期券も通称名で購入することが可能になっています。

そういうことでトランスジェンダーには周囲のサポートがものすごく必要になってきます。在籍中に関しては通称名使用に関する取り決め、卒業後退学後の改名した場合などに対するサポートも必要になってきます。当該者の不利益を被らないような適切な対応ってものが求められています。トランスジェンダー学生の対応は人権的な配慮だけの問題じゃなくて、人生設計に、ものすごく関わってくるという、そういう認識が必要かなと思います。以上で私の話は終えたいと思いますありがとうございました。

脚注1) 参考事例 NHK→ニュース UP

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201110/k10012703801000.html>



NHK クローズアップ現代「子どもの性同一性障害 ～揺れる教育現場～」

<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3591/index.html>

(Youtube にアップされているようです。宗教部)

<https://www.youtube.com/watch?v=gmBKXphbu4A>



脚注2) 文部科学省

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)

https://www.mext.go.jp/content/20201023_mxt_sigakugy_1420538_00002_007.pdf



脚注3) 筑波大学

LGBT 等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン

https://diversity.tsukuba.ac.jp/?page_id=9492



他大学の事例紹介(安食)

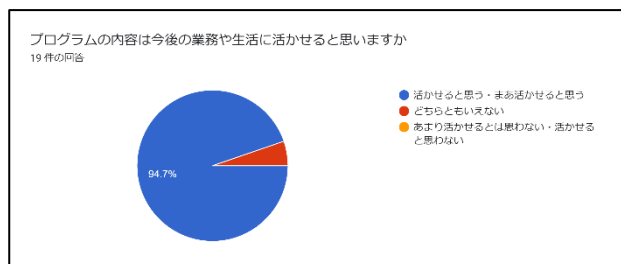
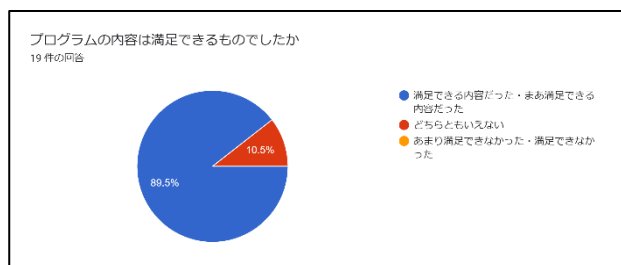
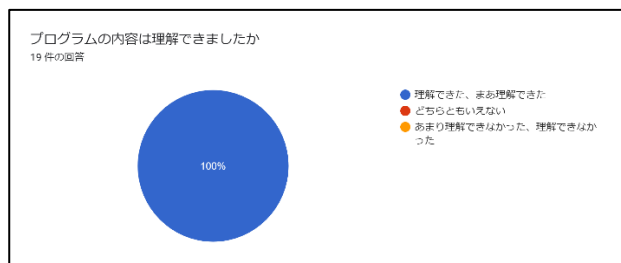
安食から、いくつかの大学の例を紹介させていただきます。まず、国際基督教大学です。2016年に訪問してお話を聞かせてもらった時に聞いた話ですが、2003年に、学生からの相談があつて対応されたという事例です。当時、「学籍簿まで変える」ということに関して、大学行政側は腰が重かったんですよ。「学籍簿の記載は戸籍と同じ」という方針でしたので、戸籍の変更以外で学籍簿を変えるということなど考えたこともなかったのです。例えば「結婚して戸籍上の名前が変わりました」と言うなら名前を変える、という手続きはあるけれど、戸籍は変更されていないのに、学籍簿の名前だけを変えるというのは、どうなのか、と。なので、「文部省(当時)に問い合わせてみます」ということで問い合わせてみたら、「それは大学でそれぞれ考えてください」って答えが返ってきて、「えー、考えていいんですか!?!」って。今から17年も前のことです。いま、多くの国立大学で通称名変更の規程が制定されていてネットで検索することができます。中でも筑波大学は、学生や教職員に「こういう手続きをすればこういうことができますよ」ということをガイドラインとして示しているということが大きな特徴です。ホームページにも通称名使用に関する手続き方法がわかりやすく書かれています。

京都市内や近隣の大学では京都精華大学が2018年にダイバーシティ推進宣言を出されていて、学生も教職員も通称名の使用が認められています。立命館大学では、学籍簿や学位記、証明書などに記載する氏名について「学生が希望するときは、当該学生の氏名を通称名で記載する」とされていますし、同志社大学でも「申請学生が通称名使用に伴って承知しておくべき留意事項について同意を得、申請学生との面談により意思確認を行った後、教授会・研究科委員会等で通称名の使用について審議する。」とされています。先ほど、西田さんから小中校に対する文科省からの通知について紹介されましたが、大学にも日本学生支援機構を通じて「大学等における性的指向、性自認の多様な生き方の理解増進に向けて」という小冊子が配られました。その中に大学等における配慮の具体例ということで「教育組織内で使用する名簿等においては、戸籍名ではなく、自認する性にもとづく通称名を記載し、性別欄を除外」という例が示されています。この冊子の編集に関わられた方に伺うと、もっと突っ込んだ内容に踏み込みたかったが、今回は最低限実施すべきと思われる事項に限定して編集したとおっしゃっていました。

ところで、龍谷大学は「企業・団体等の枠組みを超えてLGBTが働きやすい職場づくりを実現する」た

めの指標である PRIDE 指標に 2018 年度から応募していますが、残念ながら今年度は最高のゴールドではなく、昨年度と同じく次点のシルバーとなる見込みです。これは性別違和による教職員の通称名の使用とか、同性パートナーへの福利厚生などの制度がないとゴールドを獲得できないからです。大学としては学生だけではなく教職員の職場としての環境も整えていく必要があると思います。いま、社会ではこれらの制度がスタンダードになっていますが本学は、これから検討していこうというところです。龍谷大学は「性のあり方の多様性に関する基本指針」を定めていて、この中には「悩みや生きづらさを抱える本人の意思を尊重して合意形成を目指します。」と明記されています。ルールに従って対応するのは基本ですが、つつい私たちはルールに外れるものを認めないということがあります。本人の意思を尊重して悩みを抱える人の立場に立って考えることが大事かと思っています。

■参加者アンケートより(抜粋)



プログラムを受講した感想、ご意見、進行方法に関するご指摘、講師への質問など、自由にご記入ください。

・「診断書が容易に入手できるものではない」ことをはじめて知りました。当事者の苦悩を共有するうえで重要な情報でした。現状は、部署に委ねられているのですが、部署で対応した範囲と異なる大学方針が後から決定した場合、先行判断した部署は辻褄が合わず、非常にやりづらくなります。やはり統一的な意思決定が望まれます。

・簡単に診断書が出るものではないことなど、知らないことが多かったので、大変勉強になりました。

・通称名の使用について、システムの構築や手続きの確立等、大学として早急に取り組む必要があるということを実感致しました。学部教務課としても、現状を把握し、改善へ努めていきたい。

・最近トランスジェンダーと思われる学生の窓口対応をしたこともあり、本プログラムに参加させていただきました。診断を受けるためには抽選に受からないといけないなど知らないことが多くありました。

・龍谷大学の現状がわかってよかった。また、他大学情報も聴けてよかった。

・問題点が明確で具体性のある分かりやすい西田さんのお話（パワポ資料もとても見やすく整理されていたと思う）を聴くことができて良かった。これから通称使用が認められる方向に動いて行ってほしい。

・「性別違和」という言葉自体も知らなかったもので、様々な事情を持つ学生、教職員のことを理解し、協調していく上で、この研修は非常に良い機会となりました。一方で、本学の取り組みについて、自分が知らないだけなのではないかと思っていましたが、質疑応答を通して、他の教職員も十分理解していないことがわかり、質疑応答の前にもう少し説明の中で時間を割いていただいてもよかったのではないかと思います。

・どう呼ばれたいかは、どの学生もかなりしっかり信念や希望を持っている。性にこだわらず、ひとりひとりがどのように名乗りたいのか、考えることは大切だと思うので、ジェンダーを越えて論じあえる機会が欲しいと思った。

・「通称名を使いたい」との希望がはっきりしていれば、手続きは事務的なことなので解決できると思い

ますが、迷っていたり、悩んでいる学生のためにも筑波大学のようなわかりやすい窓口（＝恒常的な組織）が必要だと思いました。そろそろ大学として、ちゃんと看板を上げる時ではないでしょうか。

・講師の方は、龍谷大学出身であり、そして、龍谷大学に通称名の使用を求めた結果、「対応できない」とはねつけられて、人生設計、その後のキャリアの考え方も左右されてしまったとお話しされていました。いわば、講師の方は、龍谷大学の当事者に寄り添わない組織的な対応によって、「被害」を受けた方ということになります。その点を講師の方もきちんとお話しくださったのですが、この講座の開催している方や参加者の方が意識されていなかったのではないかという危惧も持ちました。講師の方は何度も「職員の方にとっては日常業務になるのですが、当事者にとっては急を要する一生を左右する問題なのだ」という趣旨のことをお話しされていました。しかし、参加者の方からの声は「システムの問題で・・・」という煮え切らないお話です。コメントを振られた方のお一人が、それはいいわけであり、システムなら変えればいいし、変えられないなら個別対応を考えればいいだけで、対応しなかったことが問われるという趣旨の意見を述べられていましたが、全く同感でした。現状では「誰一人取り残さない」どころか、積極的に取り残していくという組織的体制であることが明らかになった研修会だなあと感じました。個々の職員さん責めるつもりはまったくなく、特に参加された方は意識をもって取り組まれている方だと思いますので、組織の問題だと思います。トップの責任は重いと感じました。

龍谷大学では、多目的トイレを「だれでもトイレ」という名称に変えて、トランスジェンダーの方への配慮を試みた時期がありましたが、当該者の方からは「余計に入りにくくなった」などというお声が出たという事例があったように記憶しています。このように、良かれと思って間違った対応をしてしまっているという例が他にもあればご教示いただけると幸いです。

→(西田さんからの回答) トイレの件ですが、精華大のときは、当事者の為に「だれでもトイレ all gender restroom」表記を付けるのではなく当事者以外の人たちへの問題提起という側面のほうを重視していました。つまり、当事者が直面する問題の多くは、当事者以外のところに存在するということなんですね。その気付きを学生たちが得ることを目的にしています。

→(宗教部より) 龍谷大学の誰でもトイレについてはさまざまな意見や考えがある中で、アンケートや当事者

の意見、他大学の先行事例などを踏まえて実現しました。是非ご意見をお寄せください。詳細は「[だれでもトイレについて](#)」を是非ご参照ください。

<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-6420.html>



通称名の使用を含め、性別違和を持つ学生や教職員への対応を進めていくためのアイデアやお考えがございましたらご記入ください。

・同志社大学のように変更することによる留意事項を丁寧に説明したうえで、通称名利用を認めることが望ましいと思います。

・トランスジェンダー情報の発信をつねに行なって、理解が深められるようにしていただきたい。知らずに傷つけていることも多々あるかと思う。困りごとなど、目につくところなどで知らせていただけたらと思う。

・結婚後の改姓名対応については教務課にて稼働しているので、すぐにでも動こうと思ったら動けると感じる。

・組織の運営方針の在り方に大きな問題があるように感じますので、組織改革が必要なのではないのでしょうか。性別違和の問題だけに対応できないのではなく、少数派の切実な思いや要請に対して真摯に向き合うという姿勢が組織の方でないことが全体的に通底している可能性があるように思います。お一人お一人の職員さんは思いやりのある良い人たちであるだけに、非常に残念です。組織が変わるといふ姿勢を持つためには、もちろん組織構成員一人一人が声をあげるとともに、組織運営側にいる人が意見を聞き入れるという姿勢を持つことが大事でしょう。特に今回のテーマであった「通称名の使用」というのは、制度的対応の話であり、小手先の「お気持ちを知る」とか、ソフト面での対応でなんとかできるとか、そういう話ではないということは明らかです。

・在学中に登録氏名を変更することも可能であるべきだと思いますが、入学（入試？）の段階で通称名を使用できる方が良いのではないかと。

・自分がもしその立場だったら・・・という視点で常に考えれば、どの問題にも解決策が見つかる気がします。

・その方へ配慮が可能と学部が判断できれば対応してよいと思う。大きなガイドラインと申請様式だけを作成すればよいのではないと思うが、宗教部がリードして教学部と協議したほうがよいと思われる。

・本学ウェブサイト上の「人権についての取り組み」をもっとアピールしていただければと思います。トップページは無理でも「学生支援」にもリンクを貼っていただけないでしょうか。→対応しました。
・通称名の使用については、状況が異なるとはいえ前例があり、件数も多いとは思えないことから、手

順が確認されれば難しいことではないと思います。

・決定事項を電算化するのであって、電算化できないから対応しないというのは本末転倒だと思います。個々の事情があり、事例の情報共有が難しいかもしれませんが、各学部の判断に委ねるのではなく、教学部が中心となって各学部と調整し、早急に部局長会で全学的に決定することのように感じました。

・男らしさ女らしさから離脱できれば、性別違和を理解できるのではないかと、まずは本人にどう呼んで欲しいかを聴き合うことから始めたい。

今後の予定

【第2回】緊急企画、自死・自殺について考える	
日時	2020年11月20日(金)13:15～14:45
講師	黒川雅代子 短期大学部教授／野呂 靖 文学部准教授
進行	嵩 満也 宗教部長
申込	11月18日(水)まで
内容	コロナ禍のなかで、俳優の自死や若年層の自死者の増加など、自死をめぐる報道が相次いでいる。「死にたい」ほどの苦悩とどのように向き合えばよいか、生きづらさを抱えている人や、大切な方をなくした人をどのように支えることができるか。自死・自殺の相談現場や、自死遺族支援に関わる立場から問題を提起し、建学の精神に根ざした関わり方など、悩みや課題を共有する。

【第3回】薬物依存を考える、「ダメ絶対」から「コネクション」への転換	
日時	2020年12月4日(金)13:15～14:45
講師	加藤 武士 氏 木津川ダルク代表、保護司、ATA-net 研究センター招聘研究員 矯正・保護総合センター・犯罪学研究センター嘱託研究員
申込	12月2日(水)まで
内容	従来、薬物対策は「ダメ絶対」に象徴される“犯罪防止”を主とし、本人の自覚を促す取り組みであった。しかし薬物依存になるのは本人の意志が弱いからではない。周りの環境や本人が意図しない要因により誰もが何かに依存せざるを得ない身近な問題である。実際に様々な依存を抱えた学生・教職員や、家族の依存で悩んでいる人にどのように関わればよいのか。本講座は、あらためて薬物依存の問題を整理し、サポートや関係性の必要性について考える。